



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

620	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
621	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	( " ).....	2
622	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	2
623	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
624	道路の供用開始	( " ).....	4

### ○ 監査公表

	監査公表第13号	.....	4
	監査公表第14号	.....	11

## 告 示

### 和歌山県告示第620号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年7月8日まで縦覧に供する。

平成25年5月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請年月日

平成25年5月7日

#### 2 名称

特定非営利活動法人熊野志

#### 3 代表者の氏名

岡本英博

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日2丁目251番地

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、災害時の復旧支援に関する事業を行い、地域住民が、安心、安全に暮らせる生活環境の整備を推進し、災害時には県内外を問わず、救援物資の提供・輸送活動及び、ライフラインの早期確保に寄与する活動を柱とする。また、正会員及び賛助会員は、自らが得意とする分野の役割を担い、有事に備えた物資や労働力の確保に努める。

主たる災害復旧（復興）支援活動のほか、人が集まるまちづくり、住みよいまちづくりに貢献する活動を行う。

“人が集まるまち”とは、多くの人が集うまちの姿であるとする。人が集まるまちづくり活動の一環として、紀南地域の活性につながるイベントへの協力活動を行う。

“住みよいまち”とは、地域住民が安心、安全、快適に暮らせるまちの姿であるとする。住みよいまちづくり活動の一環として、防犯強化や美化活動に参加、支援する活動を行う。

また、お年寄りが気軽に立ち寄り交流出来る場を提供し、お年寄りが孤独に陥ることがないまちのあり方を提案する。

これらの活動を積極的に行い、地域交流から得られる人と人とのつながりを深めることで、有事の際には相互協力できる関係の構築を目指す。

以上の事業を継続的に行うため、その他の事業として、オリジナルグッズや地域にちなんだ物品の企画販売、広告事業を展開する。

これらの活動を通じて紀南地域の活性を図るとともに、災害に備えた体制づくり、有事の早期復興(復旧)に努め、人々が安心、安全に暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第621号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年7月8日まで縦覧に供する。

平成25年5月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成25年5月8日

2 名称

特定非営利活動法人あすか

3 代表者の氏名

奥優

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市西庄364番地 YM西庄ビル

5 定款に記載された目的

この法人は、さまざまな就職困難者に対し、自立できるための就労訓練やキャリア形成支援、無料職業紹介に関する事業を行なうとともに企業が求める人材を育成し、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第622号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成25年5月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 知事監視製品

(1) 次の写真に示すとおり、被包に「Original Spice Gold TROPICAL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(2) 次の写真に示すとおり、被包に「RUSH trip NEXT STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(3) 次の写真に示すとおり、被包に「89」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(4) 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Strong NEW」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(5) 次の写真に示すとおり、被包に「GOU PLUS 剛 NEXT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN 龍」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN 鯉」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Royal NEW」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「Joyful 3rd Edition」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「ZOMBIE YELLOW New」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「ZOMBIE HEART New」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「Hot Stuff Evolution」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「HONEY FLASH burn」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「TRANCE 420」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「CRISTInA LUnA Crow」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「Bolt 2nd Edition」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER SNAKE BLACK Premium」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER SNAKE YELLOW Premium」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER SNAKE GOLD Premium」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER SNAKE RED Premium」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「Original Spice Diamond TROPICAL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「ZOMBIE COO00L New」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「PANDORA Platinum Premium NEXT STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「Hi Kick」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「RUSH miracle NEXT STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反

して、身体に使用されるおそれがあるため。

3 施行期日

平成25年5月28日

和歌山県告示第623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年5月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市岡田字下道ノ内664番7地先から同市岡田字下道ノ内662番5地先まで	旧	7.44 } 8.12	82.52	
同上	新	11.82 } 12.51	92.60	

和歌山県告示第624号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年5月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 海南市岡田字下道ノ内664番7地先から同市岡田字下道ノ内662番5地先まで

供用開始の期日 平成25年5月28日

監 査 公 表

和歌山県監査公表第13号

平成25年1月17日付け監査報告第16号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年5月28日

和歌山県監査委員 保田 栄 一

和歌山県監査委員 足立 聖 子

和歌山県監査委員 山本 茂 博

和歌山県監査委員 平木 哲 朗

1 伊都振興局地域振興部

監査実施年月日 平成24年10月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていない事例があった。</p> <p>また、使用料において、電話柱の単価で算定すべきところ電柱の単価により算定し、徴収している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 公用車の車検に当たり、自動車重量税を資金前渡により処理したが、税額を誤ったため、別途不足分を業者に支払っていたので、今後適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可手続がなされていない通信ケーブルについて、行政財産の使用許可申請手続を指導し、平成24年10月25日付けで使用許可を行った。</p> <p>また、時効により消滅していない平成20年度以降に収納した使用料については、返還を行った。</p> <p>(2) 公用車の車検に当たっては、必要な経費の算定を的確に行うよう、職員に対して周知徹底を行った。</p>

2 伊都振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成24年10月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成23年度末で約41万円となっており、前年度末に比し約24万円増加している。</p> <p>今後も、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者の現状を把握し、償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>また、履行期限の延長を承認した生活保護費の返還金について、納期限ごとに調定していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成23年度末で約732万円となっており前年度末に比し約62万円減少している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人等を交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 母子寡婦福祉対策資金貸付金償還金については、平成23年度末で約29万円が収入未済となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(4) 超過勤務手当について、週38時間45分の勤務時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給していた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 保健所で実施する細菌培養同定検査については、区分によって料金単価が異なるが、使用料通知票で適用する料金単価の根拠が確認できないものがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 土地賃貸借契約の相手方の死亡に伴い相続人が決定するまでの期間に限り、法定相続人と当該土地の賃貸借契約を締結しているが、契約当事者以外の法定相続人から承諾書等を徴していなかった。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 償還指導を継続的に実施した結果、平成25年2月末までに25,000円の納付があった。</p> <p>今後も、引き続き未納者への継続的な償還指導を実施していく。</p> <p>履行期限の延長を承認した返還金については適正に処理するよう職員に徹底した。</p> <p>(2) 新規の未収金発生を防止するために、借主、連帯借受人、連帯保証人及び市町村担当者の同席による面接を実施し、連帯債務の周知等貸付申請時の審査を徹底し、無理のない貸付金額の指導を実施するとともに、償還開始時期の到来した借主には、文書及び電話により指導を行った。</p> <p>また、滞納が3か月以上続いた場合、借主、連帯保証人等に対する電話及び訪問による督促や振興局での面接、償還計画の立て直し等の相談に加え、連帯借受人や連帯保証人への文書や電話により協議及び督促を実施した。</p> <p>また、滞納者に対する方針を決定する部内対策会議、2人1組体制での訪問や償還強化月間を設け、集中的な償還指導に取り組んだ。今後も対策会議の開催や強化月間の設定を計画している。</p> <p>(3) 償還指導を継続的に実施した結果、平成25年2月末までに54,000円の納付があった。</p> <p>今後も、引き続き未納者へ継続的な償還指導を実施していく。</p> <p>(4) 超過勤務手当の支給誤りについては、遡及計算をし、戻入手続を行った。</p> <p>(5) 細菌培養同定検査料単価については、試験検査依頼書の様式に料金単価区分の欄を新設し、確実に根拠が確認できるように改善を行った。</p> <p>(6) 今後、このようなことのないよう和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）にのっとり、適正に処理するよう職員に周知徹底した。</p>

また、変更契約の締結に際して、振興局地域振興部の会計主幹に合議されていなかったため、適正に処理されたい。

3 伊都振興局建設部

監査実施年月日 平成24年10月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成23年度末で約210万円となっており、前年度末に比し約12万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 許可期間が1か月未満の道路占用料については、消費税の課税対象となるが、消費税額を加算していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 河川占用料の収入調定において、取り消した2件分の収入調定票が確認できなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 未納者の現状をよく把握した上で、文書通知や電話による督促、催告を組み合わせた滞納整理に努め、未収金の更なる削減を図るよう取り組んでいく。</p> <p>(2) 今後は決裁時の確認をより厳格に行い、適正に処理するよう職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 今後は当初の集合調定票を手書修正するなど、適正に処理するよう職員に周知徹底した。</p>

4 和歌山県農業大学校

監査実施年月日 平成24年10月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 随時の前渡資金支払後の精算に係る会計事務処理が遅れた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 随時の前渡資金支払後の精算に係る会計事務処理については、前渡資金の支払完了後、直ちに精算に係る会計事務処理を行うよう職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき適正に処理するとともに、四半期ごとに複数の職員が現物を確認して検印することとした。</p>

5 和歌山県立橋本高等学校・古佐田丘中学校

監査実施年月日 平成24年10月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 使用料及び賃借料に係る単価契約の決裁が、振興局地域振興部の会計主幹に合議されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 学校敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 使用料及び賃借料に係る単価契約の合議漏れについて、和歌山県財務規則を職員に周知徹底し、今後このようなことのないよう、適正な会計事務を行っていく。</p> <p>(2) 使用許可手続のなされていない通信ケーブルについては、早急に教育財産の使用許可申請手続を指導し、使用許可を行い、適正に処理した。</p>

6 和歌山県立伊都高等学校

監査実施年月日 平成平成24年10月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 図書館の閲覧用図書を一人の見積りにより随意契約で購入しているが、書籍以外のものが含まれていたため、二人以上の者から見積書を徴取されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 一人の見積りによる随意契約について、和歌山県財務規則を確認し、今後、適正に処理するよう職員に周知徹底を行った。</p>

(2) 宿泊を伴う自家用車利用による出張において、誤って1日分の日当を加算した旅費が支払われていたものがあつた。  
また、旅費の一部が主催者から支給される出張について、残額を支給していないものがあつたので、いずれも適正に処理されたい。

(2) 旅費支出における日当の過払いについて、監査後、速やかに戻入処理を行った。  
また、旅費の一部が主催者から支給される出張についても、職員等の旅費に関する条例(昭和41年和歌山県条例第34号)及び職員等の旅費に関する規則(昭和41年和歌山県規則第122号)に基づき適正に処理するよう職員に周知徹底をした。

7 和歌山県立笠田高等学校

監査実施年月日 平成24年10月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 代表者印及び代表者の職氏名のない請求書に基づき支出命令を行っていた事例があつたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 掲示板の張替修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 請求書受理時に具備事項の確認を徹底し、今後適正な会計処理を行っていく。</p> <p>(2) 一人の見積りによる随意契約について、和歌山県財務規則を職員に周知徹底するとともに、監査以降の契約分からは、二人以上の者から見積書を徴取し、適正に処理を行っている。</p>

8 和歌山県立紀の川高等学校

監査実施年月日 平成24年10月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>通信制課程の聴講生から校外で行う文学講座の授業料を徴収しているが、聴講を認める決裁手続がなされておらず、授業としての位置づけ及び単位数についても明確でないので、適正に処理されたい。 また、授業料収納の方法が適正でないので、改められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>通信制課程の文学講座については、社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条及び同法第48条に基づき実施しており、単位数については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条の4及び高等学校学習指導要領に基づき単位を付与している。聴講生を認める決裁手続については、和歌山県教育庁等文書規程(平成15年教育委員会訓令第10号)及び県立学校処務規程(昭和30年教育委員会訓令第34号)に基づき、今後適正に処理を行っていく。 また、授業料の収納方法については、平成25年度に向け関係機関と協議の上、和歌山県財務規則等に基づき、適正に処理を行っていく。</p>

9 和歌山県立きのかわ支援学校

監査実施年月日 平成24年10月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 代表者印が押印されていない請求書に基づき支出命令を行っていた事例があつたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 学校敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 重要物品の購入に際し、物品調達支出負担行為の手続がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 随意契約により物品の修繕を行っているが、契約金額が予定価格を超えていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 代表者印が押印されていない請求書に基づき支出命令を行っていた事例について、今後このようなことがないよう、請求書受理時に具備事項の確認を徹底し、適正な事務処理を行っていく。</p> <p>(2) 使用許可手続のなされていない通信ケーブルについては、早急に教育財産の使用許可申請手続を指導し、使用許可を行い、適正に処理した。</p> <p>(3) 重要物品の購入の際は、和歌山県財務規則を確認し、適正に処理するよう職員に徹底を行った。</p> <p>(4) 随意契約に係る事務について、和歌山県財務規則を職員に周知徹底し、今後このようなことのないよう適正な会計事務を行っていく。</p>

10 有田振興局地域振興部

監査実施年月日 平成24年10月31日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないものがあつたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 請求書受付日、履行確認日及び納品検査日を誤って記載している支出票があつたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 郵便切手類使用簿及び収入印紙類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 行政財産の目的外許可手続がなされていない通信ケーブルについて、行政財産の使用許可申請手続を指導し、平成24年10月11日付けで使用許可を行った。</p> <p>(2) 職員に対し、支出事務の基本事項を徹底するよう指導し、再発防止に努めている。</p> <p>(3) 改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき適正に処理するとともに、四半期ごとに複数の職員が現物を確認して検印することとした。</p>

11 有田振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成24年10月31日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成23年度末で約1,174万円となっており、前年度末に比し約4万円減少している。                      今後も、被保護者の資産状況を精査し、収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について未納者の現状を把握した上で、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成23年度末で約192万円となっており、前年度末に比し約9万円減少している。                      今後も、新規未収金の発生防止のために、貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人等を交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条に規定されている費用については比較的スムーズに返還されているところであるが、第78条に規定されている費用については返還は相手方の資力に関わりなく不正受給の額を決定するもので、その額も多額で未収金を増加させている要因となっている。                      ア 被保護者には、まずは返還金が生じないように、収入があつた場合における申告を周知することに取り組んでいる。具体例としては、7月から9月にかけて全世帯を訪問し、保護のしおり及びチラシの配布を行い、説明した。                      イ 不正受給の防止のため、随時収入申告書及び給与明細書等の挙証資料の提出を求めるとともに、年2回、収入申告書の一斉徴収により収入の把握を行っている。さらに、その内容確認のため関係機関に協力を求め、課税状況調査等を実施し、点検を行っている。                      ウ 返還金が生じた場合には、債権額の全額を速やかに一括調定するのが基本であるが、生活状況を把握する中で明らかに全額を一括返済できない場合は、履行延期の特約を行い、分割調定により完全履行を指導している。しかしながら、履行期限が過ぎても履行しない債務者に対しては督促を行い、それでも納付されない場合は、昼夜にかかわらず電話や訪問により回収の促進に努めている。                      過年度未収金については、平成23年度には過年度分の滞納者3名が完納となつたところであるが、未納者の現状を把握しながら、公平性の観点からも、引き続き償還指導を行っていく。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、滞納者の生活状況を把握するためにも自宅訪問する等、日々償還活動に取り組んでいる。滞納については早期対応が重要であるため、督促状を発送してもなお未納の場合は、納期限後3か月経過すれば借主及び連帯保証人に対して文書通知し、双方に来所してもらい償還を促している。                      また、新たな滞納ケースの発生を防止するため、</p>

<p>(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成23年度末で約115万円となっており、前年度末に比し約7万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(4) 保健所で実施する細菌培養同定検査については、区分によって料金単価が異なるが、使用料通知票で適用する料金単価の根拠が確認できないものがあつたので、適正に処理されたい。</p>	<p>貸付けに際しては厳正な審査を行い、連帯借主及び連帯保証人が同席の上面接を実施し、貸付けの趣旨及び連帯責務、滞納時の違約金についても確認を行っており、新しく償還開始の時期が来た借主に対しても、償還意識を強く持たせるよう、文書や電話で指導している。</p> <p>(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、返済計画に基づいて返済の促進に取り組んでおり、滞る際には本人に対し返済を促している。 今後とも返還金発生の未然防止のため、支給月の前月には町役場へ文書により受給者の異動状況の照会や確認を行うとともに、担当者との連携を図り未然防止に努めている。</p> <p>(4) 細菌培養同定検査料単価については、根拠が確認できるよう、健康相談申込書の様式に業務種別の記載の欄を新設し改善を行った。</p>
--	--

12 有田振興局建設部

監査実施年月日 平成24年10月31日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成23年度末で約746万円となっており、前年度末に比し約119万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 道路占用料の収入未済額は、平成23年度末で約21万円であり、前年度から回収が進んでいないので、滞納者の状況を再調査の上、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 河川占用料の収入未済額は、平成23年度末で約16万円であり、前年度から回収が進んでいないので、滞納者の状況を再調査の上、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(4) 新たに放置船舶の除却工事に係る行政代執行費用が発生し、約75万円が未収金となっている。 今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 高額滞納者については、法的措置を行っている。 また、それ以外の者については本人及び連帯保証人に対し、電話及び文書により出頭を要請し、滞納家賃支払の誓約をとった上、戸別訪問するなど引き続き適切な債権管理に努める。</p> <p>(2) 滞納者は法人で、所在不明の状況にある。状況把握のため所在確認と財産調査を行い、引き続き適切な債権管理に努める。</p> <p>(3) 滞納者2名中1名が完納となっており、残る1名については差押等を踏まえ財産調査を行い、引き続き適切な債権管理に努める。</p> <p>(4) 差押等を踏まえ財産調査を行い、引き続き適切な債権管理に努める。</p>

13 紀中県税事務所

監査実施年月日 平成24年10月31日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は95.8%と前年度に比し0.6ポイント増加し、平成23年度末の収入未済額も約2億2,326万円と、約2,271万円減少している。 しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約84%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、全体として事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。 また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理</p>	<p>注意事項</p> <p>個人県民税の徴収対策については、徴収体制が特に脆弱な町に対して職員派遣を継続して徴収事務の支援を行っている。また、地方税法第48条に基づく県の直接徴収は前年度と同程度の9市町より引き受け実施している。 県税の未収金対策については、「紀中県税事務所徴収対策」を策定し、徴収目標及び行動目標を明確にし組織的な進行管理を行い、本税、延滞金とも計画的かつ効率的な滞納整理により未収金縮減に取り組んでいる。</p>

により、収入未済額の縮減に努められたい。

14 和歌山県立箕島高等学校

監査実施年月日 平成24年10月31日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 化学準備室で保管している毒物及び劇物について、医薬用外劇物の表示及び薬品保管総点検票が作成されていなかったため、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき適正に処理されたい。</p> <p>(2) 教員特殊業務手当について、支給額の算定が誤っていた事例があったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) クラブ活動の生徒引率のため、後援会が購入したマイクロバスを自家用車使用として出張手続を行っているが、これらについては平成22年9月6日付け学人第265号「県立学校職員の児童又は生徒引率に係るレンタカー等の公務使用取扱いについて」等に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 化学準備室で保管している毒物及び劇物について、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、医薬用外劇物の表示及び薬品保管総点検票を作成し、適正に処理した。</p> <p>(2) 教員特殊業務手当の過払分について、監査後、戻入手続を行い、適正に処理した。</p> <p>(3) 後援会が購入したマイクロバスを使用した出張については、平成22年9月6日付け学人第265号「県立学校職員の児童又は生徒引率に係るレンタカー等の公務使用取扱いについて」等を職員に周知徹底を行うとともに、旅費の過払分については戻入手続を行い、適正に処理した。</p>

15 和歌山県立有田中央高等学校

監査実施年月日 平成24年10月31日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 教員特殊業務手当について、支給額の算定が誤っていた事例があったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 学校敷地内の電柱への通信ケーブルの共架について、電気通信事業者に行政財産の目的外使用許可を与え、使用料を徴収しているが、支柱及び支線4本が誤って使用料に算入している事例があるので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項</p> <p>グラウンドに設置された自動販売機2台について、PTAに行政財産の目的外使用許可を与え、使用料を全額免除しているが、自動販売機の不具合の際の連絡や電気料金の実費の請求を学校が直接設置業者に行っており、PTAが関与していないことから、申請者及び許可先を自動販売機設置業者に改めるとともに使用料等の徴収を教育委員会事務局と協議されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 教員特殊業務手当について、関係機関と協議し、適正に処理を行った。</p> <p>(2) 共架電線の使用料については、共架される電柱の附属設備への影響を考慮した形で使用料の徴収を行ってきたが、現在知事部局の方針に統一すべく協議中であり、新年度から適用していく。</p> <p>検討事項</p> <p>当該自動販売機については、生徒等の福利厚生のためにPTAが設置許可を受けたものであり、自動販売機の不具合の際の連絡及び電気料金の支払等の管理については、本来PTAの職員が行うべきであることから、今後はPTAによる適正な管理を徹底していく。</p>

16 和歌山県立耐久高等学校

監査実施年月日 平成24年10月31日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) デマンド監視業務委託の支出負担行為の決裁が振興局地域振興部の会計主幹に合議されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 受水槽の検査手数料の支出において、履行確認がなされていないものがあったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 教員特殊業務手当について、支給額の算定が誤っていた事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 支出負担行為の合議漏れについて、決裁時における処理体制の見直しを行い、今後適正に処理を行っていく。</p> <p>(2) 支出における履行確認について、事務処理等の職員への周知徹底を図り、今後適正に処理を行っていく。</p> <p>(3) 教員特殊業務手当について、誤支給分は監査終了後戻入手続を行うとともに、事務処理について職員に周知徹底を図り、適正に処理を行っていく。</p>

(4) 学校敷地内の電柱への通信ケーブルの共架について、電気通信事業者に行政財産の目的外使用許可を与え、使用料を徴収しているが、支線3本を誤って使用料に算入している事例があるので、適正に処理されたい。

(4) 共架電線の使用料については、共架される電柱の附属設備への影響を考慮した形で使用料の徴収を行ってきたが、現在知事部局の方針に統一すべく協議中であり、新年度から適用していく。

17 和歌山県立たちばな支援学校

監査実施年月日 平成24年10月31日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 学校敷地内の電柱への通信ケーブルの共架について、電気通信事業者に行政財産の目的外使用許可を与え、使用料を徴収しているが、支線3本を誤って使用料に算入している事例があるので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 共架電線の使用料については、共架される電柱の附属設備への影響を考慮した形で使用料の徴収を行ってきたが、現在知事部局の方針に統一すべく協議中であり、新年度から適用していく。</p>

18 和歌山県湯浅警察署

監査実施年月日 平成24年10月31日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 通信運搬費の支出において、履行確認を行っていないものがあつたので、適正に処理されたい。 (2) 浄化槽清掃業者から徴取した請書について、押印漏れ及び所在地の記載誤りがあつたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 支出については適正に行っているが、履行確認の記載が漏れていたため、適正に処理するよう注意喚起を行い、再発防止に努めている。 (2) 業者から徴取した請書等について、不備や誤りがないか確認を徹底するよう注意喚起を行い、再発防止に努めている。</p>

19 和歌山県東京事務所

監査実施年月日 平成24年11月8日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 公務のための旅行であるにもかかわらず、旅費が支給されていない事例があつたので、適正に処理されたい。 (2) 用務開始時刻に用務地に到着できない旅行命令となつていた事例があつたので、適正に処理されたい。 (3) 敷地の境界を確認できる資料がないので、隣接地所有者と境界を確認するための協議を進められたい。 また、附属物に係る公有財産台帳を作成していないので、適正に処理されたい。 (4) 条件付き一般競争入札の入札参加資格審査において、同種同規模業務の契約実績の中に、期間を満了していないものがあつたので、今後適正に処理されたい。 (5) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 支給されていなかった旅費について直ちに支給するとともに、再発防止に努めている。 (2) 今後このような旅行命令とならないよう職員に注意喚起を行った。 (3) 平成25年度からの行政財産使用許可に向け関係機関と調整を行っている。 また、附属物に係る公有財産台帳を整備するための財産確認を行い、登録事務手続を進めている。 (4) 適正な入札参加資格審査事務手続を行うよう職員に注意喚起を図り、再発防止に努めている。 (5) 改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき適正に処理するとともに、四半期ごとに複数の職員が現物を確認して検印することとした。</p>

和歌山県監査公表第14号

平成25年1月17日付け監査報告第17号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があつた

ので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年5月28日

和歌山県監査委員 保田 栄一  
 和歌山県監査委員 足立 聖子  
 和歌山県監査委員 山本 茂博  
 和歌山県監査委員 平木 哲朗

1 日高振興局地域振興部

監査実施年月日 平成24年11月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) エレベーター保守管理委託業務等において、履行確認が不十分な事例があったので、今後の業務実施に当たり適正に処理されたい。</p> <p>(2) 職員住宅敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 監査において注意を受けて以降、庁舎管理に関する委託業務において十分な進行管理を行うため、確認表の作成を行うなど事務の改善を行い、再発防止に努めている。</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用許可手続がなされていない通信ケーブル2件について、行政財産の申請手続を指導し、平成24年11月及び12月に使用許可を行った。</p>

2 日高振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成24年11月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成23年度末で約473万円となっており、前年度末に比し約67万円増加している。</p> <p>督促状が、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第34条第1項に定める期限内に発付されていないものがあったので、注意するとともに、電話による催告及び自宅訪問による納付指導など、未収金回収の取組を強化されたい。</p> <p>また、今後も被保護者の資産状況を精査し、収入の把握に努めるなど新規未収金の発生防止に努められたい。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成23年度末で約94万円となっており、前年度末に比し約27万円増加している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人等を交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 母子寡婦福祉資金貸付金の償還金について、母子寡婦福祉資金管理システムへの登録金額を誤った事例があったため、平成23年度に修正するまで適正な額での徴収行為が行われていなかったため、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(4) 保健所で実施する細菌培養同定検査については、</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 滞納案件26件のうち12件は現在も保護受給中であり、状況によっては分割による納付の指導などに努めている。既に保護廃止となっている14件は、督促状を発行し訪問により納入指導を行っているが、いずれも資力の無い世帯であり未収金の縮減には至っていない。今後も、電話による催告や訪問による納付指導について強化していく。</p> <p>新規未収金の発生防止については、被保護者から年1回以上の収入申告書を徴取するとともに、毎年実施している所得調査及び年金調査等により所得の把握に努めている。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金償還金の未収金については、滞納者への現状把握を行い、訪問、電話、手紙等で償還指導に取り組んでいる。</p> <p>平成23年度は、対処困難ケース(1件)の現年度分150,540円が未償還であったことと、システム登録金額を誤っていたケースでの過去の不足分84,000円により大幅に未収金が増加した。</p> <p>対処困難ケースは、部内会議を開催し、方針を検討した。</p> <p>借主に対しての粘り強い指導とともに、連帯借主、連帯保証人に対しての取組も進めている。</p> <p>なお、新規貸付については、本貸付金の目的や、償還の義務を申請人、連帯借主及び連帯保証人に十分説明し認識を深め、未償還金の発生防止に努めるとともに、滞納者に対しては、引き続き指導強化を行っていく。</p> <p>(3) 平成24年8月に調査の結果登録金額に誤りがあることが判明したため、子ども未来課と協議の上、9月より本人に説明を開始、10月に改善を行った。</p> <p>(4) 細菌培養検査依頼書の様式について対象区分欄を</p>

<p>区分によって料金単価が異なるが、使用料通知票で適用する料金単価の根拠が確認できないものがあつたので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 超過勤務手当について、週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、25/100の手当を支給していない事例があつたので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 平成24年度の郵便切手類使用簿において、使用時の検印が押印されていなかった。 また、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。</p> <p>(8) 敷地の一部について、地籍調査が完了し、土地の合筆及び面積の更正が行われているにもかかわらず、公有財産台帳の修正など必要な処理が行われていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>新設し受診者を明示することにより、根拠が明確になるよう変更を行った。</p> <p>(5) 未支給が発覚した2件については既に適正に処理を行っている。 また、超過勤務命令簿の書き方等については、職員に周知徹底した。</p> <p>(6) 切手使用等における不適正な事務処理については、郵便切手類使用簿（別記第21号様式（第45条関係））の様式変更を認識していなかったものであり、再発防止に努めている。</p> <p>(7) 行政財産の目的外使用許可手続がなされていない通信ケーブル2件について、行政財産の申請手続を指導し、平成24年11月に使用許可を行った。</p> <p>(8) 地籍調査の結果による合筆及び地積更正に伴う公有財産台帳の修正など必要な手続については、記載事項の変更を行った。</p>
---	---

3 日高振興局建設部

監査実施年月日 平成24年11月27日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b></p> <p>(1) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成23年度末で約746万円となっており、前年度末に比し約77万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適正な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 港湾・海岸占用料の収入未済額約119万円について、今後も、未納者の現状を把握し、適正な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 平成18年度に契約を解除した切目川ダム地質解析業務の違約金等の未収金約265万円について、資産調査等の結果に基づき、適正に処理されたい。</p> <p><b>検討事項</b></p> <p>廃川敷地の処理について、平成23年度末現在で未処理となっているものが14箇所あるが、適正な管理に努めるとともに売却や一定の条件をつけて貸し付けるなどの方策を検討されたい。</p>	<p><b>注意事項</b></p> <p>(1) 徴収業務を行っている委託管理人と連携しながら徴収状況を注視するとともに、各担当者も連携し、修繕業務における現場確認時に滞納者に働きかけるなど、円滑に滞納金を徴収できるよう努めているところである。 なお、明渡し訴訟を行った滞納者1名については、現在和解条項に基づき分納中である。</p> <p>(2) 未納者は平成20年頃から経営不振に陥り、休眠経営状態となっていることから、交付要求（債権額申立）処理、財産調査及び商業登記調査を続けてきた。その結果、未納者の預金残高及び所有権財産はなく、滞納処分ができない状態で、解散決議していることが判明した。そのため、会社法による清算人からの債権回収申立公告も調査したが、見受けられなかった。</p> <p>(3) 契約を解除した法人については、私的整理が行われ債権回収が不可能と判断し、河川課と協議の上徴収停止の処理を行った。 今後も、河川課と協議しながら不納欠損の手続を検討していく。</p> <p><b>検討事項</b></p> <p>これまでも対象者には売却交渉を進めてきたところであるが、平成24年度に対象地に地籍調査が入ったため、これを機会に購入希望者を優先に売却を進めている。 なお、処理が完了するまで適正な管理に努める。</p>

4 和歌山県立日高高等学校・附属中学校

監査実施年月日 平成24年11月27日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b></p>	<p><b>注意事項</b></p>

- (1) 毒物及び劇物等の薬品保管について、定期点検等がなされていないので、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、適正に処理されたい。
- (2) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

- (1) 毒物及び劇物等の薬品保管について、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、薬品保管管理簿及び薬品保管点検票を作成し、適正に事務処理を行った。
- (2) 郵便切手類の管理等について、平成24年4月1日付けで施行された和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理するよう職員に周知徹底を行った。

5 和歌山県立紀央館高等学校

監査実施年月日 平成24年11月27日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。</li> <li>(2) 寄宿舎の使用料について、月途中の入舎で日割り計算を行っているが、算出額を誤り、誤った額で調定していたので、適正に処理されたい。</li> </ul>	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 郵便切手類の管理等について、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理するよう職員に周知徹底を行った。</li> <li>(2) 寄宿舎の使用料について、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）により適正に処理するとともに、日割り計算をする場合の端数の取扱いについては、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）に基づいて計算するよう職員に周知徹底を行った。</li> </ul>

6 和歌山県立南部高等学校

監査実施年月日 平成24年11月27日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>郵便切手類の管理等について、監査以降、複数人による四半期ごとの現物確認を行い、適正に処理を行っている。</p>

7 西牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 平成24年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成22年から平成23年にかけて、県証紙の売りさばきを担当する職員が証紙購入受付票や証紙売払日計表等の帳簿を偽装し、証紙売りさばき代金の一部を着服していたことが発覚したが、今後、かかる事態が生じることのないよう現金や金券類の管理体制に万全を期されたい。</li> <li>(2) 平成19年度から平成23年度の紀の国森づくり基金活用事業補助金において、虚偽の完了実績報告書による補助金の過大交付が17件あることが判明した。 この度、補助金交付決定の一部取消及び返還命令を行っているが、今後、完了実績報告書どおりに履</li> </ul>	<p>指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県証紙の売りさばきに際しては、現金を扱うグループと県証紙を扱うグループに分け、現金はレジスターで管理することにした。 また勤務時間終了時には受付票、レジスター記録、売りさばき代金及び釣銭用現金、県証紙残枚数を複数人で突合し、確認後金庫に保管するようにした。 さらに、金庫の管理は開閉を2名の職員に限定し、開閉時に時刻、内容、依頼者及び開閉者を管理簿に記録することとした。 このように、現金及び金券類は複数人による確認を徹底して管理する体制としている。</li> <li>(2) 紀の国森づくり基金活用事業補助金の不正使用について、6団体2実行委員会に対して、平成24年10月26日付けで交付決定の一部取消しを行い、取り消した部分に係る補助金の返還を命じたところ、同年12月12日までに全団体が全額返還に応じた。</li> </ul>

行われているか現場確認を行うとともに、会計帳簿や関係書類を精査するなど、かかることのないよう厳正な事務の執行に努められたい。

また、不正使用に関係した元田辺市議会議員について、詐欺罪に該当すると判断し、同年12月19日和歌山県田辺警察署に告訴したところである。

現在、当該補助金事業の制度について問題点を徹底的に検証し、紀の国森づくり基金運営委員会の議論もいただきながら、必要な見直しが行われることになっており、それを踏まえた上で補助金事務の執行に当たっては、厳正に対応する。

8 西牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成24年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成23年度末で約563万円となっており、前年度末に比し約317万円増加している。</p> <p>督促状が、和歌山県財務規則第34条第1項に定める期限内に発付されていないものがあつたので、注意するとともに、電話による催告及び自宅訪問による納付指導など、未収金回収の取組を強化されたい。</p> <p>また、今後も被保護者の資産状況を精査し、収入の把握に努めるなど新規未収金の発生防止に努められたい。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成23年度末で約477万円となっており前年度末に比し約79万円減少している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人等を交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 保健所で実施する細菌培養同定検査については、区分によって料金単価が異なるが、使用料通知票で適用する料金単価の根拠が確認できないものがあつたので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 公用車のフロントバンパー脱着交換等の修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、和歌山県財務規則に基づき遅滞なく督促状を送付するとともに、管内在住者への家庭訪問、遠隔地在住者への文書通知、電話連絡などを続け、今後とも粘り強く償還指導を続けていく。</p> <p>また、新たな返還金の発生防止のため、毎年8月に全世帯の住民税課税状況調査を行い資産や収入の状況を確認するとともに、就労中の被保護者については毎月収入申告書又は給与証明書の提出を求め、年金受給中の被保護者については全員から年金改定通知書の提出を求める等、資産状況及び収入実態の把握に努めている。</p> <p>今後とも引き続き新たな未収金の発生防止に努めていく。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金の新たな貸付けに際しては、償還計画等を厳正に審査するとともに、借主、連帯借主、連帯保証人及び市町担当職員同席の上で面接を行い、制度の趣旨及び連帯責任について十分説明して償還責任意識の徹底を図り、新たな滞納の発生防止に努めている。</p> <p>また、新規に償還が開始された案件について、督促後も納入がない場合は、文書、電話及び訪問により償還履行に関する事情聴取や個別相談を行った上で定期的な償還を要請している。</p> <p>今後とも適切な債権管理に努めていく。</p> <p>(3) 細菌培養同定検査料単価については、試験検査依頼書の様式に料金単価区分の欄を新設し、確実に根拠が確認できるよう改善を行った。</p> <p>(4) 当該修繕内容については、助手席下部のバンパーやタイヤなどが大きく破損したため、前輪ホイールアライメント等点検のために分解しなければ見積もることができないものと判断し、一人の事業者から見積書を徴して修繕発注を行った。</p> <p>今後とも公用車の適正管理に努め、修繕の必要が生じた場合には、その箇所及び内容を事前に十分把握の上、県財務規則等に従い適正に処理を行っていく。</p>

9 西牟婁振興局建設部

監査実施年月日 平成24年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項	注意事項

- (1) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成23年度末で約1,590万円となっており、前年度末に比し約148万円減少している。  
今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。
- (2) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。
- (3) 消耗品費の納品書に当該発注課の受付印及び個人印を押印していないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

- (1) 電話及び文書による定期的な督促と委託管理人による指導及び職員による夜間徴収を組み合わせ、未収金の削減に取り組み、住宅使用料の収入未済額14,752,354円は、平成24年10月調定までで2,120,630円減少し、12,631,724円となっている。  
また、駐車場使用料の収入未済額1,148,560円についても、平成24年10月調定までで未収金は84,080円減少して1,064,480円となっている。  
今後とも、滞納整理事務手続の徹底、家賃徴収の強化、担当職員と委託管理人とのより深い連携及び適切な納付指導を継続するとともに、悪質滞納者には訴訟提起を徹底し、適切な債権管理に努める。
- (2) 毎月複数人による確認はしていたが、平成24年度からの改正で四半期ごとに複数の職員が検印することになっていることに気付かず、確認印を押していなかった。  
なお、郵便切手の取扱いについては、振興局における効率的な一元管理のため、現物確認をした上で、11月7日をもって地域振興部に引き継いでいる。
- (3) 今後は、このようなことがないように、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理を行っていく。

10 紀南県税事務所

監査実施年月日 平成24年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は91.7%と前年度に比し0.2ポイント増加しており、平成23年度末の収入未済額も約5億6,197万円と、約2,774万円減少している。</p> <p>しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の約84%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、全体として事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。</p> <p>また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>県税の未収金については、平成24年度においても県税事務所長を地域本部長とする紀南県税徴収対策本部を設置し、その中で策定した徴収対策に基づき具体的な徴収目標や行動目標を示し税収確保、滞納額の縮減に取り組んでいる。</p> <p>個人県民税徴収対策については、関係市町との共同催告に加えて、8市町において地方税法第48条の規定に基づく直接徴収に取り組むとともに、ブロック会議を開催する等関係市町村とより一層の協力体制の強化を図り、関係市町村の実情にあった徴収対策の実施に努めている。</p> <p>また、平成24年度は、田辺市、那智勝浦町、太地町及び串本町に県税事務所の職員を派遣し、市町税務職員の滞納整理の技術の向上を支援し個人県民税の徴収強化を図り、県税収入の確保に努めている。</p> <p>延滞金の収入未済についても、本税と同様に適正な債権管理により滞納処分等を行い、収入未済額の縮減に努めている。</p>

11 紀南児童相談所

監査実施年月日 平成24年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、債権回収に努めているものの平成23年度末で約254万円となっており、前年度末に比し約18万円増加している。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 未収金の縮減については、当所の重点課題として所全体で納入督促に努めているところであるが、監査後の措置として、昼夜にかかわらず収納担当者とケース担当者との協力体制の強化を図り、戸別訪問</p>

<p>今後も、子ども未来課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、督促や戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。</p> <p>(2) 児童福祉施設入所負担金に係る月額徴収金の調定について、調定額を誤り、後日減額しているが、決裁手続がなされていないので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 児童福祉施設入所負担金未納者に対する督促について、督促状の発付時期が和歌山県財務規則第34条第1項に規定する時期より大幅に遅れているものや、同条第2項と異なる期限を設定しているものがあつたので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 一時保護関連業務のため出張しているが、旅行命令簿が作成されていないものがあつたので、適正に処理されたい。</p>	<p>や電話による納入督促を今まで以上に実施した。指導困難ケースについては、子ども未来課等と方策について協議を進めている。</p> <p>(2) 入所負担金調定額等の誤り訂正については、基本に戻り適正に事務処理を実施している。</p> <p>(3) 負担金未納者の督促状の発付時期の遅れについては、年度当初に是正している。 また、その納期限については監査終了後、和歌山県財務規則に従い設定している。</p> <p>(4) 監査終了後、複数人による四半期ごとの現物確認を行っている。</p> <p>(5) 電柱の通信ケーブルの共架に伴う行政財産の目的外使用許可について、電気通信事業者との間で手続は完了している。</p> <p>(6) 旅行命令簿の未作成が発生しないよう全職員に徹底し、定期的にチェックを実施している。</p>
---	--

12 田辺産業技術専門学院

監査実施年月日 平成24年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 使用料及び賃借料に係る支出負担行為の決裁が、振興局地域振興部の会計主幹に合議されていない事例があつたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 酸素用圧力調整器及びアセチレン用圧力調整器の緊急修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。</p> <p>(4) 生徒健康診断に係る委託業務を一人の見積りにより随意契約で行っているが、簡易公開調達制度により実施されたい。</p> <p>(5) 使用料及び賃借料の支出において、履行確認が行われていない事例があつたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 郵便切手の現物確認について、平成24年12月末より和歌山県物品管理等事務規程に基づき複数人による現物確認を行い、適切に事務処理を行っている。</p> <p>(2) 支出事務手続を適正に処理するよう職員に注意喚起を行い、適正な事務処理に努める。</p> <p>(3) 5万円以上の緊急修繕の随意契約について、今後二人以上の者から見積書を徴取し、適正な会計処理を行う。</p> <p>(4) 生徒健康診断の委託契約について、平成25年度から簡易公開調達制度により適正な事務処理を行う。</p> <p>(5) 年間を通じた処理が必要なため、今後は年度末に履行確認を行い適正な事務処理を行う。</p>

13 和歌山県教育センター学びの丘

監査実施年月日 平成24年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>長期継続契約により事務機器の借入れを行っているが、入札が必要であつたにもかかわらず、簡易公開調達制度により実施していたので、今後、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>条件付き一般競争入札制度を適用すべき案件については、今後適正に処理する。</p>

14 和歌山県立田辺高等学校・田辺中学校

監査実施年月日 平成24年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 寄宿舍敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないものがある。 また、支柱及び支線が誤って使用料に算入されているものがあつたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 使用許可手続のなされていない通信ケーブルについては、早急に教育財産の使用許可申請手続を指導して使用許可を行い、適正に処理した。 また、共架電線の使用料については、共架される電柱の附属設備への影響を考慮した形で使用料の徴収を行ってきたが、現在知事部局の方針に統一すべく協議中であり、新年度より適用していく。</p>

15 和歌山県立田辺工業高等学校

監査実施年月日 平成24年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 教員特殊業務手当について、支給額の算定が誤っていた事例があつたので、適正に処理されたい。 (2) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。 (3) 産業廃棄物収集運搬業務の委託契約において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第4号に定められている契約書を作成せず、請書で処理していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 教員特殊業務手当について、監査終了後追給の手続を行うとともに、今後このようなことのないよう職員に周知徹底を図り、適正に処理を行っていく。 (2) 郵便切手類の管理等について、平成24年4月1日付けで施行された和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理するよう職員に周知徹底を行った。 (3) 産業廃棄物収集運搬業務の委託契約について、今後は契約書を作成し、適正に処理を行っていく。</p>

16 和歌山県立神島高等学校

監査実施年月日 平成24年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 毒物及び劇物等の薬品保管について、定期点検等がなされていないので、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、適正に処理されたい。 (2) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 毒物及び劇物等の薬品保管における定期点検について、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき定期点検を実施し、適正に事務処理を行った。 (2) 郵便切手類の管理等について、毎日終業時に確認を行っていたものの、四半期ごとの複数人による確認を行っていなかった。 今後、平成24年4月1日付けで施行された和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理を行っていく。</p>

17 和歌山県立南紀高等学校

監査実施年月日 平成24年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 毒物及び劇物等の薬品の保管について、定期点検がなされていないので、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、適正に処理されたい。 検討事項 校舎外での自動販売機4台の設置について、県立南紀</p>	<p>注意事項 毒物及び劇物等の薬品の保管について、今後は平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき定期点検を実施し、適正に処理を行っていく。 検討事項 当該自動販売機については、同校育友会が設置許可を</p>

<p>高等学校育友会長に対し行政財産の目的外使用許可を与えているが、公募による貸付けなどを検討されたい。</p>	<p>受けて、生徒等の福利厚生のために寄与してきたところである。 今後、販売実績を分析し、設置目的に沿った運営がなされるよう福利厚生増進に努めていく。</p>
--	---

18 和歌山県立熊野高等学校

監査実施年月日 平成24年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b>                      (1) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。                      (2) 学校敷地内の電柱への通信ケーブルの共架について、電気通信事業者に行政財産の目的外使用許可を与え使用料を徴収しているが、使用料の算定を誤っているものがあつたので、適正に処理されたい。                      (3) デマンド監視業務委託の支出負担行為の決裁が、振興局地域振興部の会計主幹に合議されていないので、適正に処理されたい。                      (4) 寄宿舎の使用料について、月途中の入舎で日割り計算を行っているが、算出額を誤り、誤った額で調定していたので、適正に処理されたい。</p> <p><b>検討事項</b>                      高等学校専攻科の入学金を証紙により徴収しているが、和歌山県証紙条例(昭和39年和歌山県条例第3号)第2条に規定する証紙による収入の方法により徴収する歳入として専攻科の入学金が明記されていないため、今後、徴収方法について、教育委員会事務局と協議されたい。</p>	<p><b>注意事項</b>                      (1) 郵便切手類使用簿において、複数人での現物確認は行っていたものの、四半期ごとの複数人の検印が行われていなかった。監査実施以降は、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理を行っている。                      (2) 共架電線の使用料については、共架される電柱の附属設備への影響を考慮した形で使用料の徴収を行ってきたが、現在知事部局の方針に統一すべく協議中であり、新年度より適用していく。                      (3) 支出負担行為の合議漏れについて、和歌山県財務規則を職員に周知徹底し、今後適正に処理を行っていく。                      (4) 寄宿舎の使用料について、誤りのあつた平成24年4月分については是正額の調定を行い、既に収納済みである。今後適正に処理を行っていく。</p> <p><b>検討事項</b>                      高等学校専攻科の入学金の徴収方法については、教育委員会と協議の上、平成25年度分から納付書による現金徴収を行い適正に処理を行っていく。</p>

19 和歌山県立はまゆう支援学校

監査実施年月日 平成24年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b>                      (1) 学校敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。                      (2) 旅行命令簿において、用務地の地点名称を誤り、旅費支給額に不足が生じていたので、適正に処理されたい。</p>	<p><b>注意事項</b>                      (1) 使用許可手続のなされていない通信ケーブルについては、早急に教育財産の使用許可申請手続を指導して使用許可を行い、適正に処理した。                      (2) 旅行命令簿の記載誤りについて、正しい地点名称に訂正した上で再度旅費計算を行い、不足分を本人に追給するとともに、今後このようなことのないよう、職員等の旅費に関する規則等を職員に周知徹底した。</p>

20 和歌山県田辺警察署

監査実施年月日 平成24年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b>                      敷地内の電柱への通信ケーブルの共架について、電気通信事業者に行政財産の目的外使用許可を与え、使用料を徴収しているが、使用料の算定を誤っているものがあつたので、適正に処理されたい。</p>	<p><b>注意事項</b>                      行政財産の目的外使用許可を与える際には、申請書類の所要項目の確認を徹底し、適正な使用料の算定及び徴収に努めている。</p>